

Title	トオマス・ ホッブズの政治哲学中に見れたる経済学説
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.7 (1919. 7) ,p.911(109)- 934(132)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190701-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の時代でふ點を力説して、後の時代に於ける價格の現象が勞働によりて、増加せられたる價值を分割するに過ぎずとせる吾人の證明せる所を見ざるなり。

ジョン・メチュア・ト・ミルの如き生産費價值説を主張する論者にも、其生産費の内容を分解して、其主要なる要素又は、殆んど其全部を構成する費用は勞働なりとして、

“What the production of a thing costs to its producer, or its series of producers, is the labour expended in producing it.....”

“The value of commodities, therefore, depends principally on the quantity of labour required for their production; including in the idea of production, that of conveying to market.”^(註一)

と言ひ、殆んどリカルト流の勞働價值説に近きが如きは、スミス價值説の眞意の那邊に存するやを知るの一助たるべきなり。
さればホイテーカーが

“As a theory of value..... Adam Smith

left us an early form of the law of enterprise's cost and a labour-command measure of value. But he disowns what is naturally thought of as the genuine classical theory of value, that labour cost regulates market value. This theory was Ricardo's and really his alone.”^(註二)

と言へるが如きは、分配行程上の價值を以て、スミスの眞意なりと解せることなるものにして、決して正當なりと言ふを得ず。スミス價值論の本質は吾人の屢々言へるが如く其勞働價值説にあるなり。

- (註一) Wieser: Natural Value. English Translation. Author's Preface. p. XXVII.
- (註二) Wieser: op. cit. p. XXVII-XXVIII.
- (註三) J. S. Mill: Principles of Political Economy Ashley's Edition. p. 457-458.
- (註四) Whitaker: History and Criticism of the Labor Theory of Value in English Political Economy, p. 31. (未完)

トオマス・ホッブズの政治哲學中に見れたる經濟學說

高橋誠一郎

英國に於ける近世的政治思想の表明は正に Thomas Hobbes (一千五百八十八年四月五日—一千六百七十九年十二月四日) に始ると稱せらるゝを得可し。實際界に於ける王權を基礎とせる政治的統一及び秩序の確立は又思想界に於ける其反映を Hobbes の學說に見出せり。近世的思想に對する推移を確然徴示するものは實に彼が主權に關する近世的學說の透徹明瞭なる宣言なり。

彼が意見は英國の大叛亂が將に勃發せんとして、而も未だ發せざりし一千六百四十年を以て成形を有するに至りしが如しと雖(其著 De Cive

の公にせられたるは一千六百四十二年)、而も彼が最も有名なる論篇 Leviathan, or the Matter, Forme, and Power of A Commonwealth Ecclesiastical and Civil. 中に見れる形體に於て表明せられたるは一千六百五十一年にして、實に一千六百四十九年に於ける國王の處刑と一千六百六十三年に於ける議會の處刑との中道に存せるものなりき。即ち彼が政治論は強大なる中央政府の必要が國內の改革若しくは國際的和解の必要よりも遙に緊切に感知せられつゝ、ありし内亂及び共和政時代の混亂裡に成れるものなり。されば斯くの如き危機に際して彼が無政府の害惡に對して鋭敏なる(寧ろ過敏なる)感覺を有し、而して秩序有る状態に對して寧ろ適當の歸重を爲すに至りしは敢て奇とするに足らざるなり。彼は正に「力は權力なり」との教義を宣明せる最大なる近世的使徒たりしなり。

Hobbes は佛人 Jean Bodin (Bodinus) の De Republica Libri Sex (一千五百七十六年) に表れたるが如く、其名に價する有ゆる政治的社會、換言すれば鞏固なる政治的秩序を享有する有ゆる社會に於ては、權力をして一定の集合體たる個人たるを問はず、必ず一定の所在に歸せしめざる可らず、而して這般の權力は法の源泉たるが故に、之が制限を受くると能はずと主張するものなり。即ちそは成法 (今日所謂國法にして人爲の法制を意味す) の制限に服すると能はず。何となればそは國內に於ける最高の人的立法者たり、又たらざるを得ざるものにして、それ自身の法制によりて束縛せらるゝこと能はざるが故なり。而もそは合理的實在として自ら各人に知悉せられたる更に之れよりも高き道義律即ち自然法 (Lex Naturalis) 又は神的にして至高なる理性に従屬す。Hobbes の時代に於ては

何人と雖、總ての者が或意味に於て自然法によりて拘束せられ、斯くて主權者も亦其例に漏るゝこと能はざるの事實を否定せんことを夢想する者あらざりしなる可し。然れども Hobbes の意見に於ては實際上此法則は獨り神の前に主權者を拘束するに過ぎず。何となれば自然法は其解釋者を要求し、而して臣民は主權者の解釋を承認せざる可らず、各人は自己の自然法に對する私的解釋に依りて主權者を批判し、彼が裁定したる所を以て其侵害なりとして之に反抗するの權利を主張するを許さるべきものに非ず、然らば即ち回復の見込なき無政府的狀態を誘致す可きが故なり。是に由りて(一)人民は政體を變更すること能はず、(二)主權は剝奪せらるゝこと能はず、(三)何人と雖、多數によりて宣言せられたる主權者の命令に對して抗議するは不正なり、(四)主權者の行動は臣民によりて正當に非

難せらるゝこと能はず、(五)總て主權者の行爲は臣民によりて所罰し得ざるものなり、(六)主權者は其臣民の平和及び防備に取りて必要なる所のものを判定し而して之を實施するの權利を有す、而して又彼等を指導するが爲には如何なる意見及び主義を以て適當とするやを判定す可きものとす、(七)主權者は總ての人が據りて以て其同國民中の何人によりても妨害せらるゝことなくして其享有し得可き財、其行ひ得可き行爲を知り得可き準則を規定するの全權を有す、(八)有ゆる司法及び爭議決定の權利、(九)其最良と思惟する所に従つて他國民と宣戰媾和するの權利、(十)文武の兩方面に於て有ゆる參議、大臣、長官及び官吏を選任するの權利、(十一)既定の法規に據りて賞罰を行ひ、若しくは又從前の法規にして其標準を規定するもの存せざる時は彼が最も效果大なりと認定する所に從ひて

之を行ふの權利並に(十二)榮譽の稱號、位記及び勳等を授與するの權利亦主權者に屬す、而して是等の諸權利は不可分にして又不可讓のものなりとの結論を生ず (Leviathan. 1651. Part II. chap. XVIII. pp. 88-93.)

二

吾人は Hobbes が其特に宗教上の教旨を意味したる「主義の統御」を殊に重要視せるを注意せざる可からず。殆ど Leviathan の一半は Hobbes が其國家に對して企圖したる這個基督教國の特徵を擁護するが爲に費されたり。第十一世紀の末より中世の後期を通じて、西歐諸國は教界及び政界の二君主に奉仕するの困難を感知せざるを得ざりしなり。而も這個の困難は基督教の分裂並に新舊兩教徒間に於ける激烈なる争闘によりて一時其度を強めたり。Hobbes の意見が初めて成形を有するに至りたる一千六百四十年に於

ては、西部歐羅巴は宗教的軋轢に因りて國內の不和を醸生し、若しくは之を醸生せんとするの危険に瀕したる約一世紀を經過したるなり。吾人は主權に對する至上權、國法に對する教會法並政界の權威に對する靈界のそれ(a Supremacy against the Sovereignty, Canons against Lawes; and a Ghostly Authority against the Civil)を樹立するの學說が如何に Hobbes に取りて國家組織を薄弱ならしめ、而して其壞滅を誘致す可き最悪なる病患の一たるの觀ありしかを諒解するを得可し(同書同編chap. xxix. p. 171.)。而して彼の眼には俗界の主權者の爲めに、主張及び主義の審判者たる可き不可讓の權利を要求し、而して國內の平和に資するもの、外、有ゆる教義を禁壓するは是に對する唯一の救濟策として映せしなり(同chap. xviii. p. 91.)。

是に由りて之を觀れば Hobbes が政治上の信服せられざる限り、換言すれば政府が最早個人を保護すること能はざるに至らざる限り、孰れの秩序ある社會に於ける個人と雖、既存の政體の何たるを問はず、等しく之に服従す可きものたるを信じたり。實に一千六百五十一年の交に於て此最後の條件は頗る重要なるものたりしなり、而して吾人は斯くの如く君主が臣民に對する保護の力によりて後者が忠節の義務を限定せんとせる彼の冷靜なる專制主義が當時英國に於ける一般勤王黨の趣味に全然適することなかりしを見るなり。

同時に Hobbes が理論上君主制を選みたることも亦明白なり。そは唯一の正當なる政體に非ざるも而も最良なる形態なり、そは他の如何なるものよりも利益多くして缺點少きものなり。而して若し主權に關する彼の學說が一度英國人によりて承認せられたりとせば、而して若し英

仰は專制主義に存したりと稱せらるゝを得可きが如しと雖、而もそは根本的に又始源的に君主的專制主義を意味するものにあらず。そは統制的專制主義にして、有ゆる政治的解釋の矛盾撞著せる諸原則に對する秩序の原則の理論的勝利たるものなり。即ち Hobbes が中樞の學說に就きて之を觀るに、政治的秩序に取りては單に法律の制限を受くるとなき這個不可争にして不可分なる至高の權力が或集合體若しくは個人に存す可きことを必要とするのみ。彼は必ずしも此權力が君主に歸屬するを必要なりと斷言することなし。彼の要件は這般の權力が貴族の團體又は一體としての人民に歸屬せしめらるゝも亦等しく滿さるゝを得るなり。即ち彼が中心の學說は君主政治、寡頭政治及び民主政治に對して等しく適用せらる可きものなり。彼は服従の義務が尙一層根本的なる自己保存の法則によりて壓

國憲法中の何れかに於て無制限なる主權の存在するを承認せられたりとせば、何人も同國の憲法的傳統に由りて、世襲の君主が其主權者たるを疑ふこと能はざる可しこの彼が信念も亦明晰なり。彼は君主が解散するの權利を有すること疑なき議會は明かに彼の意味に於ける主權者に非ずして、單に主權に對する不恰宜なる實際的抑制に過ぎず、從つて又秩序を亂すの危険たる可きものなりと思惟せり。

是、恐らくは主權なる總念の適用に關する當時の一般的見解を表明せるものなる可し。恰も歐洲史上の此時期に於ては、國家の骨子として法律によりて制限せらるゝことなきの主權を認めんとするの學說は縱令理論及び本質に於ては非君主的なりしと雖、事實に於て又其適用に於て一般に君主的なりしなり。君主政治と闘ひつゝありし團體が實際に要求したる所のものは主

權に参加せんとするに非ずして之を制限せんとするに在りしなり。

三

遮莫、吾人は *Homos* が主たる理論に復歸して研究の歩を進めざる可らず。彼は如何にして其肯定せる所の必要を證明したるか。個人は如何にして其主權者に對し斯くの如き完全なる服従を強要せらる可きや。茲に *Hobbes* が其學說を構成せる方法は特に近世的の性質を表すものに非ずして、前代より傳承せる總念及び假定を使用せるものなり。即ち彼は國家の發生を臣民の同意に求むるの學說を採用せり、政治社會は通常盟約によりて成立するものにして、是に由りて「自然狀態」に於て生存しつゝ、ありし各個人は自ら一社會を形成し、而して自ら政府に服従するの義務を負ふに至るものなりとの學說是なり。*Hobbes* に從へば個人は性來社會的なる

ものにあらずして、却て *ad mutuum cedem apti* 利己的且つ非社會的にして、相互に戰爭の狀態に在るものなり。彼は *Grotius* と等しく自然法及び自然の狀態を云々せるも、而も之を言説する態度に至りては頗る彼と相違せり、而して彼の著書は其全篇を通じて宛も *Grotius* に對する抗爭的論篇たるの感を讀者に與ふるものなり。此和蘭の哲學者が單に暗示せるに過ぎざるもの、即ち個人が政治哲學の出發點たることは此英國哲學者によりて強き語勢を以て明白に表明せられたり。*Grotius* が其兄弟に寄せたる一千六百四十三年四月十一日附の書簡に曰く、*Librum de Cive vidi. Placent quae pro regibus dicitur. Fundamenta tamen quibus suas sententias superstruit probare non possum. Putat inter homines omnes a natura esse bellum, et alia quaedam habet nostris non congruentia.* (Grotii Epistolae.

1687. pp. 951-2.) 斯くの如き自然の狀態に於ては何等の法律存せざるのみならず、自然の法則と雖亦あるとなし。大體に於て有ゆる人は肉體的及び知識的能力に於て其同輩と相匹敵せり。有ゆる者は總ての物に對して權利を有す、彼の欲望は無限にして、其意志は獨り其力によりて限定せらるゝのみ。そは *Paton* が「ポリタイア」の第二編に於て敘述せる最強者に至上權を與ふ可き生存競爭の狀態なり、而してそは爭鬪者が之を繼續するに由りて彼等自己の所期を破壊するを承認するの時に於て獨り滅絶す可き爭鬪たるなり。彼は自然の狀態が無政府の狀態なるを以て必然亦一般的爭鬪及び災禍の狀態たり、而して是が爲に安定なる國家を構成するの目的を以て結合するは斯くの如き個人の各個及び總體に取りて最大なる利益たるものなりと主張す。

Hobbes は人類の自然的狀態より政治的狀態に移るの經過を述するに際し、從來茫漠として決定する所なかりし自然の權利 (*Jus naturale*) 及び自然法 (*Lex naturalis*) の間に明確なる區別を劃したり、(*Leviathan*, chap. xiv. p. 64. 並に *De Corpore Politico*, chap. i.)。自然の權利は單に各人が自己の存在を保全するが爲に最良なりと思惟する所のものを行ふの自由を意味す。自由は茲に外部的妨害の缺如を意味す。或人が自己を保全するの力は環境に由りて限定せらる。之れに對し自然法は自由よりも先づ第一に制限を意味す。そは人が據りて以て其生命を破壊するの行爲若しくは不行爲を禁止す可き理性によりて創設せられたる教戒又は一般的準則を表示す。自然の權利に據りて各人は總て其欲望の或者を満足す可きものに對して要求を有し、自然法に據りて彼は自餘の欲望の更に確實なる實現

の爲に其權利の一定部分を拋棄するの已むなきに至る。總ての人の同等なる權利は自然の状態をして戦争の状態たらしむるものにして、従つて又人間の欲望中其第一のものたる生命に關して最大なる不安定を來すものなり。自然法は理性が生命を安固ならしむるが爲に案出せる本則の一體なり。

此自然法の概念よりして確然同法の第一義は平和を求め而して之を守ること、即ち人類に自然なる戦争の状態より逸脱するに在りとの歸結を得可し。而も理性は各人が有ゆる物に對する其自然の權利を拋棄するに依りてのみ獨り之を實行し得可きを示す。其拋棄は一般的にして又相互的ならざる可らず。各人は互に其自然的自由の行使を戒禁することを契約せざる可らず。

此自然の權利を拋棄するの義務は自然法の第二義にして (Leviathan chap. xv. pp. 647r.) 第

義を有せざるなり。斯くの如き理由に由りて自然の状態に於ては正義は其存在を見ることなし。自然法の第四は感謝、第五は社會性即ち禮讓、第六は寛恕、第七は復讐に際し、過去の害悪の大を見ずして、獨り將來に結果し來る利益を注意すること、第八は節度、第九は倨傲を慎むこと、第十は謙遜、第十一は平等(是實に遠くAristotelesの昔より公正なる分配法として認められたるものなり)、第十二は分割すること能はざるが如き物件に對しては若し能ふ可くんば、而して若し該物件の數量が節減を行ふことなくして之を許すものとせば、共同に使用せらる可く、然らざる場合には其使用をして權利を有する者の數に比例せしむること、第十三は不可分にして且つ共同に使用すること能はざる物件に就きては其全權若しくは又、之が最初の所有は運命に由りて定ること、第十四は運命に二種あ

り。Hobbesの學說に在りては正義は乃ち契約の履行にして、不正は實に其不履行 (The Non-Performance of Covenant) に外ならず。契約の歸結は人間の有ゆる爾餘の任意的行爲と等しく自利を以て其動機となすものなり。然れば此行爲の本質中には契約せられたる所のものを履行せしむ可き何等の保證存することなし。若し事情の變化に因りて其履行が不履行に比して其利益尠きに至らば、後者を選ぶは其自然の權利たるなり。信義を守る可き唯一の保證は之を守るに於て更に大なる利益の存すること確實なるに在るなり。而も此確實性は獨り優越なる權力が契約の不履行に對して一定の害惡を蒙らしむるの用意を怠らざる場合に存するなり。自然の状態に於ては人と人との間に斯くの如き權利の存在することなきが故に、契約は毫も重要なる意

り、第一は任意的のものにして競争者間に約定せられたるもの、第二は自然的にして長子權及び先占たること、第十五は平和を助成せる者には安全なる行動を許すこと、第十六は相争ひつゝある者は裁決者の判定に其權利を委ぬ可きこと、第十七は何人と雖、自己の判官たること能はざること、第十八は何人も他に比して一方の當事者の勝利に由りてより、大なる利益、光榮又は快感を受く可き者は判官たる能はざること、第十九は事實の争議に關しては證人の言に信を置く可きこと是なり。而して結局自然法の要旨は「汝の欲せざる所のものを他に施すこと勿れ」と云ふに在るなり。是等自然の諸法則が人々を拘束するは、各人は有ゆる事情の下に於て事實之を遵守す可きものなりとの意味に基くに非ずして、各人は其遵守を欲求す可きものなりとの意味に依るものなり。即ち若し或一個人にして

有ゆる他の者が悉く反對の行動を取りつゝある場合に獨り謹慎にして社交性に富み而して其契約に忠實なる可しとせば、彼は單に自己を破壊するに至る可く、そは自然其者に反するが故なり。自然の諸法則は不易不滅なり。即ち是等の諸教義は平和の維持に取りて必要不可欠の手段にして、平和は又總ての人によりて其欲望の最も完全なる満足を得るが爲に必要不可欠の手段として看做さるゝが故なり。是等の教義と一致するは單に最大なる限度に於て這般の満足を齎すが故に、「善」にして又「有徳」たるものなり。

是等の法則に關する學は即ち眞個の倫理哲學たるなり。而して正不正の差別に對して他の基礎を求むる者は永く絶望裡の彷徨を續けざるを得ず。是等のものは一般に法と稱せらるゝも、而も事實、法に非ず。法は本來正當に他に對して

雖、而も殊に社會契約を例證するものは後者なり。同書 Part II. chap. xvii. p. 88.)。

人間活動力の有ゆる他の表現と等しく國家は自己保存に對する人間の戒心、換言すれば自然の戰闘的狀態より逸脱せんとする合理的欲望に其始源を有するものなり。他の哲學者が認めて以て國家の第一原因を做す「社會的衝動」は究竟の事實に非ず。理性は社會的衝動が更に之よりも遠き一因を有することを示す、自己保存に對する欲望是なり。人々が自然の狀態に在りて自己の嗜欲の指導に従ひ、其満足の爲に自己の力を行使する限り避くること能はざる不斷の争闘不和は、同時に有ゆる個人を抑制し保護するを得可き共通の勢力を樹立するに由りて獨り免るゝを得可し。此共同の力を樹立するが爲には従前發動しつゝありし多數の意志に代る可き單一なる意志を構成するを必要とす。 A Common-

己保存及び防衛に資する所のものに就きての結論若しくは定理に過ぎざるが故なり。然れども是等の定理を以て正當に萬物を支配する神の命令中に表明せられたるものと觀する時は、當に之を法と稱するを得可きなり(同書 chap. xv. pp. 71-80.)。

四

主權を取得するに二個の方法あり、第一は自然の優越なる力により死を以て他を脅して取得せる場合にして、斯くの如くして成立せる國家を「取得に因る國家 (Common-wealth by Acquisition)」と謂ひ、第二は人々が有ゆる他の者に對し或人又は集合體によりて保護せらる可きを信じ、任意に之に服従することを互に契約せる場合にして、斯くの如くして成立せる國家を「設立に因る國家 (Common-wealth by Institution)」と謂ふ。兩者は其本質に於て共に契約の一種なり。

wealth is said to be Instituted, when a Multitude of men do Agree, and Covenant, every one, with every one, that to whatsoever Men, or Assembly of Men, shall he given by the major part, the Rights to Present the Person of them all, (that is to say, to be their Representative;) every one, as well the that Voted for it, as he that voted against it, shall Authorize all the Actions and Judgments, of that Man, or Assembly of men, in the same manner, as if they were his own, to the end, to live peaceably amongst themselves, and he protected against other men. (同書 chap. xviii. p. 88.)。各個人は他も亦同一の行動を取る可きを條件として、其無制限の權利を拋棄するなり(同書 chap. xviii. p. 87.)。斯くて個人は其自然の權利を拋棄し、而して國家は之を取得するなり。國家の權利は個人のそれと等しく本來其權

力と等分なるものなり、而して其權力は之を設立せる者の勢力の全體なり。彼等は斯くて別個の原子の聚合たる状態を脱して一人民と爲る (De Cive, chap. xii, pp. 199-200. Eizevir, 1669.)。是實に國家 (Common-wealth) 又は State 羅典の Civitas) と稱する偉大なる Leviathan。若しくは又更に尊敬して言へば、吾人が「不死の神 (Immortal God)」の下に吾人の平和と擁護とを受くる「有生の神 (mortal god)」の起源及び本質なり (Leviathan, chap. xvii, p. 87.)。即ち Hobbes に從へば Grocius に於けると等しく (De Jure Belli et Pacis, II. IX. iii.)、國家は人工的の實體なり。神が世界を創造し支配する技術たる自然は常に人間の模倣する所なるが、彼等は遂に其最も傑出せる製作たる人間をも模倣するに至る。國家は實に人間の技術によりて創造せられたる人工的の人間に外らず (縱令其保護を目的

とせる自然人に比し、身長及び強力に於て大なりと雖)、而して其中に在りて主權は全體に對して生命と運動とを興ふる人造の精神なり、司法行政の諸官吏は人造の關節なり、賞罰は神經なり、有ゆる各個人の富は力なり、人民の安寧 (Salus Populi) は其職務なり、顧問官は記憶なり、公正及び法規は人爲的理性及び意志にして一致は健康、騷擾は疾病、而して内亂は死なり、最後に此政治團體の各部が初めて構成、組織、結合せられたる盟約は宛も神が創造に際して「我等をして人を造らしめよ」と謂へる宣言に酷似せるものなり (Leviathan, The Introduction, p. 1.) 「取得に由る國家」も亦其本然の性質に於て「設立に由る國家」と相異するものに非ず。兩者の基礎は共に恐怖なり、唯だ前者に於ては人は權力を取得せる者を恐怖し、後者に於ては彼等は相互に恐怖するの相異なるのみ。多數が強大

なる力を以て之を壓迫する者に服従するは、彼等が細心なる注意を以て選擇せる者に服従すると同一の意味に於ける契約たるなり。而して Hobbes は這般の思想を子女及び奴隸に對する支配權にも適用せるなり (同書 chap. X, pp. 101-104.)。

五

「平和を追求し而して之を確保せよ」の訓言は全然他の關係に於けると等しく、財との交渉に於ける人間にも亦之を適要するを得可し (De Cive, p. 161.)。平和を追求する二個の最も強大なる動機は死の恐怖と生の快樂に對する欲望 (安易なる生活に必要な物件に對する欲望及び其勤勉に依りて之を取得せんとする豫期) なり (Leviathan, Part I, chap. xiii, p. 63.)。國家の外に在りては何等の法律なく、又何等の正義存すること能はず。各個の國家は相互に自然の状

態、即ち自然の自由及び無政府の状態に在るなり。吾人は法律其者に就きては其善惡を云々することを得るも其正不正を論ずること能はず、是吾人は法律其者を除きて他に何等公正の標準を有せざるが故なり。國家の外に在りては何人と雖、其勞働の成果を確實に收得すること能はず、而も國家の内在りては總ての人は其保證を有するを得るなり。外に在りては鬭爭行はれ、内に於ては何等の恐怖あることなし、外部は窮乏、無知、野蠻の世界なり、内部に於ては理性、平和、安固、富裕、精美及び知識の支配あるなり。然れども自然或は絶對の自由及び平等は抛棄せられざる可らず、而して例へば吾人が課税の平等を云々する場合には、吾人は負擔の平等を意味するものにして、そは支拂の平等にあらず (equalitas non pecuniae sed oneris) 即ち負擔は市民が國家の平和に由りて取得する利益に比

例す可きものにして、而して是等の利益は頗る不平等なるが故なり。

吾人は前述せる所に據りて Hobbes の哲學的原則に對する其經濟的原則の關係は社會協約が一般の安固、文化及び幸福に對すると等しく經濟的發達に取りても亦必要なりと想像せらるゝの事實に存するを見るなり。Hobbes 其人に取りては經濟學は單に政治學の一方面に過ぎず、而して彼は前者を其科學の目錄中に編入することなかりしなり。然れども彼は幾多の關係に於て經濟學を以て獨立の學として考查するの準備を爲せり。彼は國家と家族との間に截然たる區別を爲せり。彼曰く、善く一家族を統治すると一王國を統治するとは戒心の程度に於て異なることなきも、而も任務の種類に於て相異れり。凡庸なる農民も自己の家務に關しては樞密顧問官が他人のことに關するよりも更に慎重なりと

Hobbes は生活の快樂に對するよりも、更に其の結果たる勢力及び光榮に對する競争に重きを置けり。而も前者亦縱令從屬的地位に置かれたりと雖、尙其内に包有せしめられつゝあるなり (同書 chap. vi. p. 47. 以下)。

人間の行動は死に至らざれば歇むことなき、權力を求むる不斷不休の欲望に其基礎を有するものなり (Ibid.)。總て人間の知識は感覺を通じて到達せらるゝものなり、而して有ゆる觀念は外界の物象の運動に由りて一感覺器官の上に生ぜしめられたる感應の結果なり。「定體」若しくは物質及び運動は究竟現象なり、而して心意的及び精神的概念は之よりして誘導せられたるものなり。總て人間の「欲望」若しくは情緒は嗜欲及び嫌惡の對偶よりして推定せらる可きものなり、而して是等初發の種は運動を刺激する物象に向ひ若しくは之を避くる運動の人間の内部に

(同書 Part. I. chap. viii. p. 34.)。私利は社會に於ける眞の原動力として認められたり、而して人類は全然満足せしめられたる心意の平靜に安んずることなく、其欲望は絶えず一の對象より他の對象に向ひて進みつゝあるなり。若し結局或「窮極の目的」(Finis ultimus) 又は「最高の幸福」(Summum Bonum) なるもの存す可しとせば、そは無限に増加しつゝある欲望の永劫終止することなき満足たるなり。人世には永遠の平安なるもの存することなし、人世は無感覺なること能はざると等しく、欲望なく又恐怖なくして存する、こと能はず。Felicity is a continual progress of the desire, from one object to another; the attaining of the former, being still but the way to the later. 云々。固より Hobbes が與へたる此飽くことなき人間の缺憾に關する概念は特に富に對してのみ適用せらる可きものにあらず。

於ける微小なる始源に外ならず。若し客體が嗜欲若しくは之に對する運動を刺激することせば、そは善なり、而して若し之を避くる運動を刺激せりとせば、そは惡なり。是を措きて他に善惡の區別なし。歡喜及び憂愁、希望及び失望、恐怖、勇氣、忿怒、自恃及び自疑等の如き總ての情緒は悉く此嗜欲及び嫌惡の意識より發生したるものなり。是等は總て皆過去、現在及び將來に於ける嗜欲の對象に對する到達若しくは嫌惡の對象よりの逸脱を指して言ふものなり。斯くて幸福、即ち Hobbes の所謂 felicity は人が隨時其欲求する所のものを取得するに於て不斷の成功を爲すに存するものなり (同書 chap. vi. pp. 33-34)。是等永久に消滅することなき欲望の對象に到達するの手段を稱して或人の「力」(Power) と謂ふ。力に二種あり、一は本源的のものにして肉體及び精神の優越なる能力を意味し、他は

助成的にして富、聲價及び黨與若しくは吾人が
幸運と呼ぶ神秘なる神の所業なり (同書 chap.
x. p. 41.)。

而して是等の嗜欲は各個人の肉體的構造、教
育及び經驗に従ひて夫々相同じからず。然れど
も縦令各個人の嗜欲には如何なる相異存するも
之を満足す可き能力に於ては有ゆる實際的目的
に對し總ての人の間に平等なりと稱するを得可
し。固より各個人の間には有形無形の能力に於
て顯然たる相異の存するを認めざるを得ざる
も、是等のものは結局事實上互に相殺するに至
るなり。肉體的に虚弱なる者は術策及狡智に長
じ、而して睿智に闕しても各人悉く自己を以て
最も賢明なりと思惟するの事實は即ち總ての者
は本質上平等なりとの推論に對する根據たるな
り。即ち通常有ゆる人が其配分を以て満足しつ
ゝあるの事實よりも或物の平等なる分配を表示

す可き有力なる象徴存することなし (同書 chap.
xiii. pp. 60-61.)。

上述せる學說の結果として人類正常の状態は
不斷の争闘の状態なりと主張せらるゝなり。這
般の状態は三個の主要なる直接の源泉を有す、
第一は同一の嗜欲を満足す可き資料に對する人
間相互の間に於ける競争、第二は互に他が力に
於て自己を凌駕するを憂ふるの恐怖、並に第三
は優者として欽仰せられ、承認せられんとする
の願望是なり。換言すれば、有ゆる他の者に對
する各個人自然の關係は競争、疑念及び榮光に
對する憧憬の三原因に由りて決定せらるゝなり
(*Ibid.*)。斯くの如く自然の状態を以て *bellum
omnium contra omnes* とす Hobbes の學說は
等しく又人類相互の經濟的關係にも適用せらる
可きものなり。而してそは後世に於ける經濟學
上の假設を豫示するものあるに拘らず、吾人は

Hobbes 自身に由りて之を特殊の經濟論に充用
せられたるものを發見する能はざりしなり。遮
莫、彼は人類自然の状態に在りては正不正の區
別なく、社會の形成前に於て若しくは之と關係
なくして「公正」なる總念なく、而して最後に私
有財産と稱す可きものなを認めたり。 *It is
consequently also to the same condition, that
there be no Propriety, no Dominion, no Mine and
Thine distinct.* 即ち此時代に於ては單に各人の
取得するを得たるものが、其之を維持するを得
る間のみ彼の有たるに過ぎざりしなり (同書
p. 63.)

六

Hobbes が經濟學に關する一般的觀念は彼が
「國家の營養及び生殖」 *De Civitatis facultate
nutritiva et generativa.* を論じたる *Leviathan* 第
二部第二十四章中に最も十分に表明せられたり

(同書 pp. 127-131.)。彼の意見に據れば國家の營
養は人生に資する物質の豊富に依頼す。そは本
來我等が共同の母の兩乳房たる海陸の所産に限
られ、或は神によりて無償を以て賦與せられ、
又は勞働に對して人類に賣却せられたるものな
り。而して一般に貨物と稱せらるゝ此物質は一
部は内國産にして、他は他國より輸入せられた
るものなり。一國の支配下に於ける領土は (其
極めて廣大なるものを除き) 全體の維持及び活
動に取りて必要な總ての物を生産するに足ら
ず、又國內に於ける必要以上に或物件を生産せ
ざるもの稀なるが故に、國內に於ける無用の貨
物は或は交易に由り、或は正當なる戦争に由り、
若しくは又勞働に由りて自國に於て缺乏せるも
のを國外より輸入するに由りて無用のものたら
ざるに至る。即ち人間の勞働も亦有ゆる他の物
件と等しく有利に交換し得可き貨物なり。斯く

て居住の用に供せらるゝもの以上に何等の領地を有することなき國家が一部は一地方より他に對する貿易の勞働に由り、而して一部は他の地方より輸致せる原料を以てせる製造品の販賣に由りて克く存續するのみならず、却つて其勢力を増大せるを見るなり(同、p. 127)。(三田學會雜誌第十一卷第十號、拙稿「サー・キリアム・ペチの國富論」(上)參照)。

國家の營養は又財産法と一致せる是等物質の正當なる分配に依頼す。國法なくんば何人も其勞苦の所産を自己のものと稱すること能はず、有ゆる物は強力に由りて之を取得し且つ保持せる者の有なり。されば Cicero の如き熱烈なる自由の擁護者も、總ての所有 (Property) を以て民法 (Law Civil) に歸して曰く「民法をして一度廢棄せしめ、若しくは單に其擁護を等閑に附せしめよ、然らば即ち或者が確然其先人より

部を支出するに充分なるものたらしむ可きものなりと思惟せらる。然れども他に類例なき主權の地位は之をして宛も個人の如く領土を保有せしむるを拒否するものあるなり。即ち國家は其飲食を限定せらる可きものに非ず。國家の經費は自己の嗜欲に由らずして、外部の事變及び其隣邦の嗜欲に由りて限定せらるゝを知るが故に、國家の財富は急迫の時機に際して必要とする所のもの以外に何等の制限に由りて限定せらるゝこと能はざるなり。同一の理由に依り主權者は臣民が私利の爲に自國に損傷を與ふ可き資料を敵國に供給し、又は有害無益なる財貨を國內に輸入することなからしむるが爲に外國貿易の場所及び目的物を制規せざる可らざるなり(同 p. 127-129)。

次に國家の營養は上記物質の「消化」(Concoction) 又は準備に依頼す。直に消費せらるゝこ

受理し、若しくは其子孫に交付す可き何物も存せざるに至るなり」と。而して又曰く、「民法を撤廢せよ、然らば即ち何人も自己のもの及び他人のものを知らざるに至る可し」と。斯くて賢くも希臘人は法律及び分配に對し等しく *Nobis* なる文字を使用せり。這般の分配に於ける最初の法制は土地其者に關するものなり、而して本來土地の私領は總て主權者の專擅なる分配より出でたるものなり。或臣民が其土地に於て有する所有權は其使用に對し有ゆる他の臣民を排除するの權利より成るものにして、集合體たると君主たるを問はず、其主權者を排除す可きものに非ず。國家の人格を代表する主權に悖れるが如き所有權あることなし。土地の分配に際しては國家自身も亦其一部を領有し、而して其代表者によりて之を改善す可きものにして、而して其配分は公共の平和及び防備に要する經費の全

となく、將來に於ける營養の爲に保留せらる可き總ての貨物は同價値にして且つ人々の移動に際して携帯自由に、而して隨處に其地の提供する營養物を取得するを得可き財貨に交換せられざる可らず。而してそは金銀並に貨幣を措きて他に存すことなし。即ち金銀は殆ど世界の總ての國々に於て評價せらるゝ所大なるが故に、國際間に於ける *bonorum caeterorum omnium mensura commodissima*。有ゆる他貨物の價値に取合宜なる尺度にして、而して縱令一國の君主に由り如何なる物質を以て鑄造せらるゝを問はず、貨幣は其國內に於ける臣民の間に於ける有ゆる他の貨物の價値に對する適當なる尺度たるが故なり。吾人は貨幣に依りて各地を往來し而して結局動産たると不動産たるとを問はず、常に其全財貨を之が等價物件たる貨幣の形態に於て携帯するを得るものと稱するを得可し。貨

幣は吾人の間に流通するの故を以て宛も肉體に於ける血液に等しきものなり。而して第一に金銀は其實質其者に於て價值を有し、且つ世界各地に於ける貨物の共通の尺度たるが故に一國若しくは數國の力に依りて其價值を改變せられざるの特權を有す。而も卑金屬貨幣は容易に其價值を高下せしむるを得可し。第二に彼等は國家をして活動せしめ、必要の場合には其手を外國に伸張せしめ、而して常に私人の旅行に際してのみならず、軍隊の全部に對しても亦必要なる準備を爲すを得せしむ可き特權を有す。而も實質に於て價值少く、單に其地の極印に依りて價值を有するに過ぎざるものは、獨り國內に於て其効果を有するのみ、而して國內に於ても亦法制の改革に由りて其價值を減少し、屢之を所有する者に損害を與ふることあるなり。尙宛も肉體に於て其活力が、身體の各部分より心臟に流

入し、心臟より再び身體の各部分に流出する血液の循環に依りて激成せらるゝが如く、貨幣が國庫に對して支拂はれ、再び公務に對して支出せらるゝ時は、國家は其經過に由りて活力を得るなり(同pp. 129-131)。

Hobbes は特に價格の問題に論及せんことを企圖することなかりしと雖、而も偶々人間の價值(Value or Worth)を以て他の總ての物件の價值と等しく、其價格、即ち其力の使用に對して支拂はるゝ高なりと做し、從つて之を以て絶對のものとならずして、他の所要及び判斷に依頼するものなりと做せり。有爲なる將軍は戰時に於ては大なる價格を有するも、平時に在りてはさまで大なる價格を有せず。博識清廉なる判官は平時に於ては大なる價值を有するも、戰時に在りてはさまで大なる價值を有せず。而して人間に於ても亦、他の物件に於けると等しく、其價

格を決定する者は買手にして賣手に非ず。人々をして大多數の者の爲すが如く、其定め得る最高の價值を以て自己を評價するに委せしむ可し而も彼等の眞價は他によりて估料せられたるもの以上に出づること能はざるなり。(同書Part I chap. x. p. 42)。約定せられたる總ての物の價值は契約當事者の嗜欲に由りて量定せらるゝなり、斯くて又正當なる價值は彼等が自ら甘んじて與へんとする所のものなり。是に由りて吾人が購入せる所よりも高價に販賣し、若しくは或者に對して其當然受く可き所のもの以上を與ふるは不正に非ず。「交換上の正義 (Commutative Justice)」は即ち契約者の正義にして、賣買、貸借其他に關する契約の履行に外ならず。「分配上の正義 (Distributive Justice)」は即ち裁定者の正義にして、正義ものゝ意義を決定するの行爲なり(同書 chap. xv. p. 75)。斯くの如くし

て Hobbes は斷乎として *Iustum pretium* の説を排斥せるなり。而して彼は後世の所謂「交換價值」を云々するに當り、之を「使用價值」と區別することなかりしなり。

七

既述せるが如く、彼は租税の平等を論ずるに當り、是を以て負擔の平等に在りと觀たり、而して更に進みてそは費用に對して課せらる可きものにして、所得の上に課せらるべきものに非ずと做せり。吾人は或人が事實自己の享樂の爲に消費する所のものに對して課税せざる可らず(De Cive. chap. xii. pp. 218-219)。課税は奢侈及び外國貨物に對する放肆なる失費を抑制するの手段たるを得可し。而して若し吾人にして商會社(Body Politique of Merchants)の利益に課税するを得ば、更に良好なる結果を收むるを得可し。即ち是等商會社の目的とする所は國內

及び國外に於ける販賣及び購買の獨占に由りて私的利益を大ならしむるに存し、そは必ずしも公共の利益と一致することなきものなるが故なり。專賣及び專買の兩者は是に由りて其特權を享有せる團體をしてより、低率に購入し高率に販賣するを得せしむるが故に、彼等に取りて有利なるものなり。斯くの如き二重の獨占は一部は自國の人民に、他は外國人に不利なるものなり。然れども國內の商人をして外國市場に於て購入を爲すが爲には結束として一體と爲り、國內に於ては各人をして其購入又は販賣し得る價格を以て自由に賣買せしむるを得ば、國家に取りて頗る有利なる可し。即ち斯くの如くして彼等相互の競争は彼等が外國に於て購入する貨物の價格を騰貴せしむることなく、獨り其國內に於て販賣する貨物を低廉ならしむるの作用を爲すが故なり。(Leviathan. Part. II. chap. xiv. pp. 110-

術、極めて生産的なる工業的技術、並に爾餘一切のものに對して援助を與ふること甚だ大なる數理學を厚遇す可きものなり。然れども、法規は人民の自由行動を制規すると共に、個人の創意を妨害することなく、公共の利益を以て行爲の標準として安全なる中間の進路に向はしむ可し。不期の變災に由りて貧窮に陥れる者に就きては、彼等をして已むなく暴行強奪を行ふに至らしむることなからしむるが爲に、彼等に對して生活の必需品を支給するの注意を行ふは主權者の權力に屬する所のものなり。彼等は個人の不確定なる慈善に委せらる可きものにあらず。若し夫れ強壯なる者に至りては之を公設の工場に於て勞働に従事せしむ可きものとす。

Hobbes は Leviathan の第二十四章の末項に於て其所謂「國家の生殖」を論じ、國家の生兒を以て植民地と做せり(同p. 131)。若し國內に於

120.)

富の取得に關する如何なる方法が公共の利益に適合せるやは幾分彼が富の源泉に就きて叙述せる所に徴して知悉するを得可し。彼は國民が三個の方法に據りて富裕と爲る可きを説けり、勞働、貯蓄及び其所有物の自然的増加是なり(De Cive. chap. xii. pp. 221-222)。或者は之に對して更に第四の方法、即ち戦争及び分捕に依るものを加ふ可しと雖、そは人々をして利得せしむることあると同時に又屢損失せしむることある可き一種の富籤なり。生活及び安寧に取り缺く可らざる條件たるものは單に最初の二者のみにして、統治者が其法制中に於て注意を與ふ可きものは獨り最初の三者あるのみ。彼等の法制は巧妙なる耕作及び漁撈を獎勵し、奢侈を阻止し、懶惰を禁止し、而して勞働を鼓舞す可きものなり。彼等は貿易に取りて頗る有用なる航海の技

ける人民の數が過多なるに至らば、彼等をして之に比して人口稀少なる地に移植せしむ可く、こは先住民の滅絶を來すことなくして、却て其土地の更に良好なる耕作に導く可きものなり。而も窮極我世界が其住民を給養するが爲に狹隘に過ぐるに至らば、戦争を措きて他に何等の手段なきなり。

以上は乃ち Hobbes が政治哲學中に表明せられたる經濟論の要旨なり。彼は未だ經濟學を以て獨立の一科學として認むることなかりしのみならず、之を以て政治哲學中に於ける別個の部門として考ふることなかりしと雖、而も茲に經濟學的研究は今や近代の經濟學中に編入せられたる諸點の殆ど全部を抱擁せんとしつゝあるの事實を明かにするを得可し。そは是よりも以前に現れたる大陸の諸著の如く、又英國に於ける貿易論の如く、單に王國の財政又は國富

増進の策にのみ限定せられずして富の原因に關する所論を包有し、更に輕微ながら、價值及び價格、分配及び交換等の如き經濟學上に於ける名詞の定義にまでも觸接するに至り、更に社會問題に關する論述をも包含しつゝあるなり。斯くて經濟學は英國に於て政治哲學の適用として發達しつゝありしを見るなり。若し夫れ彼の政治哲學が次世紀に於ける英國並に大陸の經濟思想上に及ぼせる影響の如何に深甚なりしかは固より多辯を要せざる所なる可し。

米穀消費量の計算法に就て

高城 仙次郎

從來農商務省は、我内地に於ける一人當りの米穀消費量を計算するに當りて、前年度の米穀産額に各年度の米穀輸移入超過額を加へ、之を各年度の消費總額と看做し、此總額をば各年度末に於ける内地人口の總數を以て除するの方法を採れり。米穀の輸移出量が其の輸移入量に超過せる年に對しては、此超過額を前年度の内地收穫高より差引きて、其年度に於ける米穀消費總額を求むるは勿論なりとす。此方法に依りて計出せられたる明治三十一年以降大正二年迄の一人當り消費額は左の如し。

(附記)以上は前掲 Hobbes の著書の外 James Bonar, Philosophy and Political Economy in some of their historical relations. 1893. William Archibald Dunning, A History of Political Theories from Luther to Montesquieu. 1905. 並に Henry Sidgwick, The Development of European Polity. 1903. より抄録せるものなり。

年	一人當り消費額	年	一人當り消費額
明治三十一年	〇・八五六	同 三十九年	〇・八五〇
同 三十二年	一・〇六六	同 四十年	一・〇〇五
同 三十三年	〇・九〇三	同 四十一年	一・〇五一
同 三十四年	〇・九三四	同 四十二年	一・〇八〇
同 三十五年	一・〇五六	同 四十三年	一・〇六七
同 三十六年	〇・九〇〇	同 四十四年	〇・九五六
同 三十七年	一・一一一	大正元年	一・〇五五
同 三十八年	一・一八一	同 二年	一・〇五六

備考 本表の數字は大正四年八月農商務省農務局發行「米穀消費量の調査」に據る。

右表に就きて之を觀るに、若し農務局の計算方法が當を得たるものなりとせば、我國內地に於ける一人當り米穀消費量は年々著しき等差あり。今假りに前年度に比して一斗五升以上の増減を示せる年並其増減額を擧ぐれば左の如し。

年	増減	年	増減
明治三十二年	二・二〇	同 三十四年	一・六三
同 三十三年	一・五六	同 三十五年	一・五六
同 三十四年	二・一一	同 三十六年	三・三一
同 三十五年	一・五五	同 三十七年	
同 三十六年		同 三十八年	
同 三十七年		同 三十九年	
同 三十八年		同 四十年	

勿論米價が騰貴すれば米穀の需用減退し、低落すれば需用が膨脹するの傾向を有するは他の總ての貨物に於けると異ならざる可きも、生活上の絶體必需品とも稱す可き我國の米穀の一人當り消費量が、右表に示すが如く、前年度に比して二割又は三割も増減するが如きことありと思はれざるなり。余は夙に農商務省の採用しつゝある上記の米穀一人當り消費額の計算に就きて多少疑問を懷き、如何にせば正確に此消費量を計出するを得るかを考究しつゝありたるが、其研究の結果の發表は他日に譲り、茲には單に農商務省の計算方法の誤れる點を指摘するに止めんと欲す。

若し毎年の生産額が全部翌年に持越され、其中より輸出又は移出せられたる分量を差引きたる殘額が殘らず同年中に消費され、又其年中に輸入若しくは移入せられたる分量より再輸出